

○ 銀行法施行令第五条の二第二項第一号に規定する金融機関等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十号）

改正案	現行
（資産の国内保有） 第一条 銀行法施行令（以下「令」という。）第五条の二第二項第二号に規定する金融庁長官が別に定める金融機関は、次に掲げるものとする。 一～十 （略） （削る）	（資産の国内保有） 第一条 銀行法施行令（以下「令」という。）第五条の二第二項第一号に規定する金融庁長官が別に定める金融機関は、次に掲げるものとする。 一～十 （略） （外国銀行支店における利益等） 第二条 令第九条の規定により読み替えられた銀行法（以下「法」という。）第十八条第一項に規定する利益として金融庁長官の定めるものは、銀行法施行規則（以下「規則」という。）別紙様式第四号（特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては、別紙様式第四号の二。以下同じ。）中の損益計算書の当期利益勘定に計上されるものとする。 2 令第九条の規定により読み替えられた法第十八条第一項に規定する金融庁長官の定める率は、十分の一とする。 3 令第十三条第一項に規定する損失として金融庁長官の定めるものは、規則別紙様式第四号中の損益計算書の当期末処理損失勘定に計上されるものとする。

(削る)

(現金自動支払機等)

第二条 銀行法施行規則(以下「規則」という。)第十七条第二項第二号に規定する金融庁長官が別に定める機械は、次に掲げる機械とする。

- 一 現金自動支払機
- 二 現金自動預金機
- 三 現金自動預入払出兼用機
- 四 その他銀行法(以下「法」という。)第十条第一項各号に掲げる業務の全部又は一部を営むための機械

(外国銀行支店の資産の国内保有)

第三条 令第十三条第一項第二号に規定する金融庁長官が別に定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 六 (略)

2 令第十三条第一項第十号に規定する金融庁長官が適当と認める資産は、次に掲げる資産とする。

- 一 債券の売戻条件付売買(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第百十条第一項第二号ロに規定する売戻条件付売買をいう。)又は現金担保付有価証券借入(現金を担保として行う有価証券の借入れをいう。)について、国内に住所又は居所を有する者(外国銀行支店(法第四十七条の二第

第三条 削除

(現金自動支払機等)

第四条 規則第十七条第二項第二号に規定する金融庁長官が別に定める機械は、次に掲げる機械とする。

- 一 現金自動支払機
- 二 現金自動預金機
- 三 現金自動預入払出兼用機
- 四 その他法第十条第一項各号に掲げる業務の全部又は一部を営むための機械

(外国銀行支店の資産の国内保有)

第五条 規則第三十一条第一号に規定する金融庁長官が別に定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 六 (略)

2 規則第三十一条第九号に規定する金融庁長官が適当と認める資産は、次に掲げる資産とする。

- 一 規則別紙様式第四号中の貸借対照表の買入手形勘定に計上されるもの
- 二 国内にある者に対する資金の貸付けで政府、銀行又は長期信用銀行が保証しているもの
- 三 規則別紙様式第四号中の貸借対照表の割引手形勘定に計上され

二項に規定する外国銀行支店をいう。）に係る令第十二条の二に規定する特殊の関係のある者（同条第一号から第五号までに掲げる者に限る。）を除く。）に対する受渡代金に相当する額の債権又は差入担保金 二 国内に住所又は居所を有する者に対する貸付金であつて、政府、銀行又は長期信用銀行が保証しているもの 三 規則別紙様式第四号（特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては、別紙様式第四号の二。）中の貸借対照表の土地勘定及び建物勘定に計上されるもの（国内に所在するものに限る。） （規則第三十五条第一項第六号に規定する届出を要しない業務） 第四条 （略）	るもの 四 規則別紙様式第四号中の貸借対照表の土地建物動産勘定に計上されるもの （規則第三十五条第一項第六号に規定する届出を要しない業務） 第六条 （略）
---	---